改正後

（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

第一条　（略）

２・３　（略）

４　令第二条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」とする。

（能力審査に係る手数料）

第二条　令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第九十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の許可を申請する者（次号において「一号申請者」という。）（同号に掲げる者を除く。）　六百五万七千円

二　一号申請者で、法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設（第四号において「能力審査の実地調査関係施設」という。）が本邦外にあるもの　五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（第四号において「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

三　法第九十九条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の許可を申請する者（次号において「二号申請者」という。）（同号に掲げる者を除く。）　三百三十六万五千円

四　二号申請者で、能力審査の実地調査関係施設が本邦外にあるもの　三百二十七万千円に機構職員の旅費相当額を加算した額

２　法第九十九条の三第一項の許可を申請しようとする者が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）第二条第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けた者である場合には、前項の規定にかかわらず、令第二条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、零円とする。

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第二条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　（略）

二　別表第一第二号から第百三十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第二条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

改正前

（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

第一条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第二条　令第二条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　（略）

二　別表第一第二号から第百三十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第二条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第六項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第六項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額